

經濟論叢

第120卷 第3・4号

植民地幣制の起点 <i>the Treasury Minute of 1825,</i> について(上)	本 山 美 彦	1
国有鉄道における資本組入会計の再生産	醍 醐 聰	22
TVA—草の根民主主義の現実	佐々木 雅 幸	41
世界恐慌下に於ける中国幣制改革	伊豫谷 登士翁	66
19世紀末のシチリアの土地所有構造	丸 山 優	88

昭和52年 9・10 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

19世紀末のシチリアの土地所有構造

——「シチリア・ファッソンの反乱」と

シチリアの農業・土地問題 (1)——

丸 山 優

I はじめに

1890年代初頭のシチリアで当初は都市労働者の地域的互助機関として誕生した勤労者連合 *Fasci dei Lavoratori*¹⁾ (以下「ファッソ」) は、次第に農村部でも組織されていった。農民は、ファッソによって在地支配層に対抗する基盤を得て、農業協定の改善を獲得した。93—94年には、租税改革と公有地分割を要求した地域を中心に、全島的な暴動に発展し、結局、陸軍の手でファッソ全体が抑圧された。これが「シチリア・ファッソンの反乱」である²⁾。

1 「シチリア・ファッソンの反乱」の意義

われわれは、次の2点から、この農民闘争を現代イタリア史の展開の鍵を握る事態のひとつとして捉える。第一は、それが、民族統一を達成したイタリアが二流の帝国主義国へ転換をとげる際における、国内諸社会層の対抗の原点を示した点、換言すれば、19世紀末「大不況」下でのイタリアの「近代化」が直面した全問題をクリスピ体制の危機として露呈させた決定的な事件がそれであった点である。第二は、この闘争自体がそれまでのシチリア農民の闘争形態を超える内容をもっており、そこに、この時点でのイタリア南部農民の解放の条件が示唆されていると思われる点である。このことは、もとより、今後の研究

1) この名称は、71-72年に中部イタリアで組織された職工団 *Fascio operaio* のような初期労働組合のそれを踏襲したものと思われる。

2) 横山隆作「試論：イタリア資本主義の発達と大衆運動」『三田学会雑誌』第66巻第1号、1973年、68-72ページ、参照。

によって実証さるべき課題であるが、今日までの研究史を整理すれば、さしあたって以下のようにいえるであろう。

第一点について。G・プロカッチはいう、この闘争を媒介として「幼弱な萌芽にすぎない」とはいえ「イタリア史上はじめて、支配階級の工業＝農業ブロックと被支配階級の労働者＝農民ブロックの対抗が生じた」³⁾と。実際、ヨーロッパ全体を襲った「大不況」のさなかで「イタリア王国経済史上最悪の時期」⁴⁾に際会していたイタリアでは、ジェノヴァで生まれた全国的社会主義政党が、その構成員の指導するシチリア農民の闘争が陸軍によって弾圧され、全国的にも労働諸団体の解散命令が出されたのをきっかけに、共和主義者や自由貿易論者を糾合しつつ、クリスビ体制——ビスマルクに倣って「政治、経済、社会のドイツ化」（農上連帯保護制度、特別法と中央集権化、植民地侵略）の企図を強力に推し進めようとする政治——と各地の民衆運動との正面衝突の情勢をつくり出したのである⁵⁾。

この場合、さらに次の2点に留意すべきであろう。(1)シチリアとイタリア国家の権力構造との特殊な関連。シチリアは、ピエモンテと並んで統一国家に最も多くの政治的指導者を提供した地域であった⁶⁾。1874年の選挙における新左派 *Sinistra giovane* のシチリアでの大勝は右派政権の倒壊(76年)の引き金となり、以後、左派政権〔初代農相はシチリア人〕の下で北部勢力と南部の「郷

3) G. Procacci, *Storia degli italiani*, Bari 1968, pp. 438-439.

4) 1888—94年の時期。G. Luzzatto, *L'economia italiana dal 1861 al 1894*, Torino 1963, pp. 177 sgg.

5) Procacci, *op. cit.*, pp. 411-44, 参照。クリスビ体制とビスマルク体制との決定的な差異は、後者が産業革命の後に位置するのに対し、通説とは異なるが、前者はその前ないしその始期の事態であることに求められる。実際、クリスビ体制において、①国家の経済干渉は資本の原始的蓄積を促進するためのもので、日本の殖産興業に比定すべき性格をもち、②ヨーロッパで最も高いといわれた保護関税も、工業面では育成関税の性格を帯び、③植民地獲得の企図も、農民の植民を図り、農村の過剰人口を処理しようとするものであった。なお、G. Candeloro, *Storia dell'Italia moderna*, VI, Milano 1972^{2a}, pp. 179-468 も参照。

6) A. Gramsci, *Il Risorgimento*, Torino 1949, p. 99; Id., "Alcuni temi della questione meridionale", in *La questione meridionale*, a cura di F. De Felice e V. Parlati, Roma 1970^{2a}, p. 153 (石堂清倫編『グラムシ問題別選集』第4巻, 1972年 212-13ページ)。

神層 galantuomini」との連合はますます強められ(「行政の南部化」)、87年には、シチリア人政治家の領袖たるクリスピ首相のイニシアティブで農業、工業両面にわたる保護関税体制への転換がなされるに至った。こうした文脈上、同時代人の目には、ファッソンの闘争は、単なる局地的な飢餓暴動にとどまらず、国家の礎柱を揺るがす反乱として、映ったのである⁷⁾。(2)この反乱が提起した問題が何であったかをめぐって、支配階級の側でも被支配者階級の側でも、重要な方向転換——総じてジョリッティ体制成立の前提をなす転換——が生じたこと。前者の側についていえば、ファッソンの弾圧後クリスピは政治力を急速に失墜した。それは、一方で下からの民衆の^{イニシアティブ}創意を抑圧し、他方では上からの改良を通じてイタリアの「近代化」を図ろうとする、リソルジメント期の自由主義路線の破綻を意味した。すなわち、社会運動の強権的弾圧はクリスピから知識人の支持を奪い、軍部を含む保守勢力の抬頭を許し、他方で、ラティフンディウムの破碎を企図するような彼の「急進的」側面は、改良を農業契約面に限定しようとするソンニーノら「開明的ブルジョア・地主勢力」からも封殺されてしまったのである。こうして、一時的にディ・ルディニョら保守勢力の政権掌握を伴いつつ、またジョリッティとソンニーノの対立をも孕みつつ、先述の政治危機を打開するため、土地所有の利害には手を触れず、しかし国家が蓄積メカニズムに積極的に介入し、その力能を通じて改良を積み重ねていくという路線が練り上げられていく⁸⁾。一方、社会主義運動の側についていえば、有力な指導者トゥラーティはファッソンの反乱をきっかけにイタリア社会の後進性に着目し、ブルジョアジー、小ブルジョアジーとの協同戦略を構想するに至った⁹⁾。また、社会党全体は、農業面では、ファッソンの提起した小農民の急進化

7) アントニオ・ラブリオーラの高い評価は有名であるが (V. Gerratana, "Realtà e compiti del movimento socialista in Italia nel pensiero di Antonio Labriola", *Annali dell'Istituto G. Feltrinelli*, 1973, pp. 600-607. 参照)。クリスピと並ぶ政府要人のサン・ジュリアーノも次のようにいう。「現今のような国民生活の危機の時代において、政府と議会に課せられた諸問題のうち最も重大で最も難しく最も急を要する問題の1つは、疑いもなく、シチリア問題である。」(A. di. San Giuliano, *Le condizioni presenti della Sicilia*, Milano 1894, p. 3).

8) 前注5)の文献と後注18)の文献を参照。

の事実を顧みず、農業労働者だけを組織化の対象とする路線に固定していく¹⁰⁾。その間隙をぬうようにカトリック勢力が農村部（主として北部）の組織化に成功を収めていく。ジョリッティ体制の主体的な前提条件は、このように、ファッソンの反乱を契機に、形成されていくのであった¹¹⁾。

では、第二の意義について。ここで特記すべきは、一連の千年王国主義運動の検討の中でファッソンの闘争の総体を——チャーチズム運動を引合いに出し——農民の「原始的な社会運動が全く近代的な社会運動の中に同化されていく」過程にして捉えた、E・J・ホブズボームの論文である¹²⁾。長い闘争歴をもつシチリア農民であるが¹³⁾、ホブズボームによれば、彼らは、ファッソンに組織されることによってはじめて近代的な変革運動の主体となったのである。明確な組織、バクーニン主義者でなくマルクス主義者による指導、要求内容の合法的な性格〔とそれを農民の代表者会議で確定するという仕方〕、ストライキという闘争手段の採用、自治体選挙や国政選挙への参加、および中間搾取者を排除し地主から直接土地を賃借する協同借地組合 *affittanza collettiva* に向けての農民の組織化——これらは皆そのことを表わす指標である。

だが、この場合も以下のことに留意する必要があるだろう。ファッソンの弾圧以後の移民の激増は、反乱の激しさと広がりをも暗示するとともに、やはり闘争方向

9) F. Engels, „Die künftige italienische Revolution und die Sozialistische Partei“, *MEW*, Bd. 22, S. 439-42 (邦訳全集第22巻、435-38ページ)は、そうしたトゥラーティの私的質問への回答である。

10) イタリア社会党の農業綱領は、92年のフランス社会党の農業綱領を否定した93年の第2インター第3回大会(チューリヒ)の結論を、ファッソンの闘争の意義を顧慮することなく、同年9月のレッジョ・エミリア大会でそのまま踏襲したものである。

11) ジョリッティ体制の成立を物質面で保障したのは、1896年以降の急速な経済成長であった。Cfr. A. Gerschenkron, „Notes on the Rate of Industrial Growth in Italy, 1881-1913“, in *Economic Backwardness in Historical Perspective*, New York, 1965, pp. 72-89; R. Romeo, „La rivoluzione industriale dell'età giolittiana“, in *La formazione dell'Italia industriale*, a cura di A. Caracciolo, Bari 1969, pp. 115-33.

12) E. J. Hobsbawm, *Primitive Rebels. Studies in Archaic Forms of Social Movement in the 19th and 20th Centuries*, New York 1963⁹, pp. 93-107.

13) K. Marx, „Sizilien u. die Sizilianer“, *MEW*, Bd. 15, S. 43-45 (邦訳全集第15巻、40-43ページ)参照。

の一定の転換を意味する。移民して蓄財し故国に戻った者は、零細地片を購入し散居制農家 *Einzelhof* を志向する。同様に、借地協同組合にしても、北部で見られたような共同経営方式でなく、割地管理方式が採られた¹⁴⁾。そしてそうした農民を代表する政治党派は、ラティフンディウムの取用と集団的農工業経営を構想する S・カムマレーリ・スクールティらのような農民的社会主義者より、むしろこれと対立するカトリック勢力が優位を占める¹⁵⁾。農民の意識もまた、分離主義を基調とする伝統的な「シチリア主義」に回帰する¹⁶⁾。寄生的大土地所有と粗放的穀物一牧草輪作栽培の優位に基づく農業構造は大きな粘着力をもって存続する。これらのことは、所有者意識(私的・私利性格)だけが強められ経営的基礎(個体的性格)を確立しえないシチリア農民の問題性を、換言すれば、イタリアの近代変革運動がシチリアに関して提起すべき課題と方向の一端を、示唆していると思われる¹⁷⁾。

2 本稿の課題と基本史料

本稿は、上述の二重の視角に基づき、「シチリア・ファッシの反乱」のもつ問題を、まずその背景をなすこの島の農業構造の面から分析しようとする研究

- 14) とりあえず次の文献を参照されたい。J. S. McDonald, "Agricultural Organization, Migration and Labour Militancy in Rural Italy," *Economic History Review*, vol. XVI, No. 1, 1963, pp. 61-75; W. D. Preyer, *Die Arbeits- u. Pachtgenossenschaften Italiens*, Jena 1913, S. 59-88 u. 108-46.
- 15) 後に人民党の党首となる司祭ストゥルツォらによる20世紀初頭のシチリアでの、北原教氏のいう「下からのキリスト教民主主義運動」(森田鉄郎編『イタリア史』, 1976年, 436ページ)とファッシとの関連はまだ解明されていない。
- 16) Cfr. S. M. Ganci, "L'autonomismo siciliano durante il fascismo", in *Il fascismo e le autonomie locali*, a cura di S. Fontana, Bologna 1973, pp. 253-99.
- 17) ザルトリウス・フォン・ヴァルタースハウゼンは、共同地の解体をつうじて独立自営農民を創出しようとした19世紀の土地改革がすべて失敗したことを認め、その過程にシチリア人を特徴づける排他主義 Individualismus が反映しているとしながら、他方で、古い共同体的諸権利 Gesamtreden を揚棄して近代的な形態で農業の集団化を図ろうとする試みを、分化の観点を失念し、西欧およびロシア〔ストルイビンの改革ノ〕の発展と同じ歩みをシチリアもまた辿っていることを見ない無謀な計画だとして、排撃する(A. Sartorius v. Waltershausen, *Die Sizilianische Agrarverfassung und ihre Wandlungen, 1780-1912*, Leipzig 1913, S. 220-27 u. 320-37)。「農地個人主義」の貫徹以後の、寄生的大土地所有 latifondo と零細な土地所有 = 経営 minifondo との相互規定の構造、これを揚棄する可能性は何であったか、それは現実に存在していたか、ということが、本研究の問題関心の1つである。

の一環である。けだし、この研究は、フエッシの闘争をジョリッティ体制成立前夜のイタリア南部問題とイタリア労働者運動の接点として把握しようとする、イタリアでの最近の研究動向と共通性をもつであろう¹⁸⁾。ただし、本稿で明らかにしようとするものは、シチリアにおける「封建制」の構造とその再編過程とのかかわりてみた、19世紀末の土地所有分布の状況に限られる。その基盤であるとともにこれに制約される、農業生産や農業経営の実態、また、農民諸階層の相互関係は、続稿において解明されるはずである。

ところで、当該時期の土地所有（および農業経営）分布に関する包括的な統計資料は存在しない。しかし、ソニーノとフランケッティによる1876年時点の私的な農村調査(L. Franchetti-S. Sonnino, *Inchiesta in Sicilia*, 2vol., Firenze 1877.)と、1885年に刊行された最初の全国的農業調査報告(A. Damiani, *Atti della Giunta per l'inchiesta agraria e sulle condizioni della classe agricola*, vol. XIII, 5 fasc., Roma 1885.)とが¹⁹⁾、ある程度、土地構造の変遷と実態をも伝えており、また、1907年に実施され、1910年に公刊された(対象を南部に限定した)2度目の議会調査は、この問題を詳細に論述している(G. Lorenzoni, *Inchiesta parlamentare sulle contadini nelle provincie meridionali e nella Sicilia*, vol. VI, 2vol., Roma 1910)。したがって、この3つの報告、とくに最後のものが、本稿の基本史料となる²⁰⁾。

18) Cfr. M. G. Rossi, "I fasci siciliani tra movimento operaio e questione meridionale", *Studi Storici*, Ann. XVI, N. 1, 1975, pp. 243-48.

19) シチリア選出の上院議員であり、ディルディニイとつながる保守主義者であるダミアニによる報告は、農学的側面には詳しいが、生産関係面ないし社会・経済的側面の追究を回避しようとする傾向をもつ。Cfr. *Storia del parlamento italiano*, vol. XVII: *L'inchiesta Jacini*, a cura di D. Novacco, Palermo 1963, pp. 116-26 e 137.

20) ザルトリウス・フォン・ヴァルタースハウゼンの前掲書は、ロレンツォーニ教授自身の助言と協力を得ながら、この調査に依拠してシチリアの農業・土地問題の歴史を考究した、最初の本格的な研究である。それは、統一以前に関しては当時の主要な研究を調べ尽くした観があるが、しかし、ドイツのアダム・スミス研究の権威者による、すぐれて社会政策的な時論としての性格を兼備しているため、統一以後の農業の進化および農民層分化の方向と形態という、本研究の枢要点をなす事項に関してはまさに批判の対象となる。一方、E. Sereni, *Il capitalismo nelle campagne (1860-190)*, Torino 1947, は、概説とはいえ、ロレンツォーニの視角から離れて封建制から資本主義への移行ないし資本主義の農村部への浸透という視角から、この3つの史料を比較対

II 封建的土地所有の再編過程

シチリアにおける封建的土地所有の再編過程は、18世紀末のブルボン王朝の絶対王制確立を目指す改革に端を発し、本格的には1812年に、(ナポレオン軍による半島部占領と「封建制破砕立法」の実施に対抗して)島を占領したイギリスの圧力の下で、王朝の手で開始された。その作業は復古王朝の下でも継続され、60年代の統一国家の諸立法によって一応の完了を遂げた。この過程の所産である19世紀末の土地所有構造を把握するためには、やはり、簡単にはあられ、シチリアの「封建制」の歴史を跡づけておかなければならない。

1 18世紀末までの領主と農民

シチリアの「封建制」は、11世紀末のノルマンの征服とレーン制の実施に始まる。海岸部にあった大都市、耕地、森林の多くは王領地とされ、諸侯は、内陸部に、アラブの時代から継承された無防備村落(カサーレ casale)を含む土地、森林、製粉所から成る「封土 feudo」を築いた。カサーレは、通例5—32家族で構成され、征服以前は司法・行政機関をもたない、小村落であった。諸侯は、封土化に際してこれを要塞化し、村民の中から「村役人 giudici」を選ばせ、本領地を除いた土地をこの共同体に委ねた。同時に、諸侯は、礼拝堂神父 cappellani を村に住ませ、キリスト教徒の植民を推進した²¹⁾。

13世紀には「カサーレ」が封土とほぼ同義語になり、カサーレは随所で「都市共同体 Università」となったされることから²²⁾、この時期までに農奴制が確

〳照した最初の研究ということが出来る。しかし、史料の根拠がソソノノの著作を除いて一切明示されていないのはさておき、それは次のような難点をもっている。①シチリアは統一当初は半封建的生産関係が最も強固に残存していた地域であるとして、統一以前のシチリア社会を伝統的社会ないし後進社会一般に還元していること。②統一以後の「ブルジョアの地主 borghesia fondiaria」への土地集積、海岸部での資本家の経営、内陸部での大借地農の直接経営の発展、農民層の両極分解、総じて農業の資本主義的進化という結論づけに際しても、「ブルジョアジー」「資本家」「資本家の経営」などの主要範疇が即近代的なものとして措定され、彼のいう「封建遺制 residui feudali」との相互関係および商品経済の型の問題が看過されていること。(1968年の第2版に拠る。pp. 148-61, 204, 224-25, 255-58, 276-81, 31-535 ecc.)

21) M. Aymard-H. Bresc, "Problemi di storia dell' insediamento nella Sicilia medievale e moderna, 1100-1800", *Quaderni Storici*, N. 24, 1973, pp. 946-54.

立したものと推定される。領主は、まず、領主裁判権（民事裁判権と上級、下級の刑事裁判権）をもつ。逃亡農奴追求権を含むこの「一時的支配権 *mero e misto impero*」に基づいて、領主はさらに、人頭税 *testatico*、かまど税 *focatico* などの国税徴収権、通行関税や領内消費税の徴発権、^{ウニヴェルツ}共同体ならびにその個々の成員からの寄進 *donativi* の收取権、狩猟＝漁猟規制権を、および製粉所などの独占に基づいて強制使用権 *diritti bannali* を有した²²⁾。しかし、この時点では、領主と農民の紐帯は弱く、隸属と寄進に対する農奴 *villani* の——とくにイスラム教徒の——抵抗は、単に逃亡にとどまらず、反乱の様相を呈した。14世紀にみられるカサールの消滅傾向は、とりわけこれに起因するものであった。さらに、特徴的なことは、低額の現物地代に基づく小作制度が農奴の要求であったことである²⁴⁾。

農奴反乱の敗北とカサールの衰退は、領主による内地植民活動を必然化させ、それは領主—農民関係に大きな変化をもたらした。

領主は、14世紀後半にはすでに賦役に基づく本領地経営を放棄し、それに代わって、まず集落近郊に永小作地を設定し、また本領地にも^{ウーヴ・チヴィス}共同用益権（入会権）*usi civici* を認めることによって入植者を確保し、そして、種穀、役畜、食料用穀物の貸与を前提に、本領地の穀物栽培に充用される部分を分割して入植者に小作させ、現物地代 *terragio o. terratico* を得ようとした。16世紀初頭の穀物貿易の公認および海岸部での治安不安によって16—17世紀にピークを迎えるこうした内地植民は²⁵⁾、一方では、丘陵に数千人が^{ウーヴ・チヴィス}密居集住する大集落 *grossi centri* を一般化させ、他方では、狭義のラティフンディウム *latifondo*、すなわち、領主本領地経営を牧畜部門と耕作部門に2分し、農場管理人 *amministratore* と武装した監視人層の「鞭の力」の下で、前者には常雇労働力を用い、

22) *Ibid.*, p. 949.

23) Sartorius v. Waltersshansen, *op. cit.*, S. 139-57.

24) M. Aymard-H. Bresc, *op. cit.*, pp. 956-67.

25) *Ibid.*, pp. 967-76; G. Salvioli, „Le Colonnizzazioni in Sicilia nei Secoli XVI e XVII“, *Vierteljahrsschrift für Sozial-u. Wirtschaftsgeschichte*, Bd. I, 1903, S. 70-78.

後者には請負人 *caporale* に指揮される日雇労働力を用いるか、それとも分益小作に委ねるといふ経営様式、を生み出した²⁶⁾。同時に、これらは領主の権勢の實質的な強化をもたらした。因に、領主本領地の1単位は「スタート *stato*」と、すなわち「国家」の意味をもつ言葉で、呼ばれていた²⁷⁾。

他方、農民はすでに狭義の農奴 *glebae adscripticii* ではなくなっていた。移動の自由も法的には保障され、賦役も、実際に道路賦役すら存在しなかった。領主による通行関税や領内消費税の賦課も、その負担は重かったとはいえ、「領主権の濫用 *abusi feudari*」とみなされた²⁸⁾。農民の土地保有に関していえば、まず、集落近郊に永小作地をもつ農民、「ボルジェージ *borgesi*」が創出された。永小作権は、定額の年賦を償還し終えれば、私的所有権に転化されるが、かの「価格革命」がこの転化過程を促進した²⁹⁾。特記すべきは、先述の共同用益権である。これは放牧権、森林利用権、ときには播種権、などから成り、農民家族の生計の不可欠の補完部分をなす。古代ローマの「公有地 *ager publicus*」における「市民の用益権」に溯源し、ノルマンの征服後も国家、諸侯によって容認されたこの権利は、この時期には、移住者を含めて共同体の全成員が行使しえた。ただし、放牧地の割当ては永小作地の保有高に応じて決定された。さらに、内地植民に際して、共同用益権は、本来の共同体所有地 *comuni* だけでなく、領主本領地の放牧地にも適用された。後者は方言で「外陣」*strassatto* と呼ばれ、家畜保有高に応じて本領地に働く全耕作者が用益できた³⁰⁾。そうした条件下で再建され、自治体 *comune* となった農業共同体は、次の4つの層から構成されていた³¹⁾。①領主の私的官吏(領主裁判権を担う *capitano*、

26) フティンディウムは、さらに、農業共同体の自立性の欠如を前提しており、ゲルマンの共同体における共有地 *Allmende* の機能がそれに包摂されていることに注意されたい。

27) *Sartorius v. Waltershausen, op. cit.*, S. 121. なお、《*impero*》(「帝国」)は裁判管区全域、《*paese*》(「祖国」)は農民集落、を指す。

28) *Ibid.*, S. 152-57.

29) R. Romeo, *Il Risorgimento in Sicilia*, Bari 1973³⁾, pp. 17-20.

30) *Ibid.*, pp. 182-83; G. Salvioli, *op. cit.*; Id., "L'origine degli usi civici in Sicilia", *Rivista Italiana di Sociologia*, Ann. XIII, 1909, pp. 154-79; *Sartorius v. Waltershausen, op. cit.*, S. 158-62.

procapitano, secreto や農場経営を担う農場管理人) 層, 僧侶, および自由保有の不動産を所有し自由業にも従事する「郷紳層 *gentiluomini*」から成る, 国王の裁判権にのみ服する「特権的な」農民層と, ②ボルジェージ, すなわち自作・自小作農 (*massari, arbitrianti* と呼ばれる), ③「コンタディーニ *contadini*」, すなわち常雇・日雇層 (*garzoni ecc.*), から成る「非特権的」農民層, および④手工業者, 小商人。

ところで, 16世紀以来の穀物価格の高騰は, 輸出向けの穀物生産への耕作の特化と畜産の衰退をもたらすと同時に, 都市に住む領主の貨幣需要を増大させた。穀物商人を兼ねる領主も出現し, 領主は, 年賦や地代が貨幣で支払われることを求めた。こうして, 18世紀以降, 諸侯が本領地全体を前納制の貨幣地代 *gabella* と引換えに借地に出すという事態が一般化していった。「ガベッロート *gabelloto*」と呼ばれるこうした大借地農の出自は, 「特権的」農民層とボルジェージ上層であった。村の支配者となった彼ら郷紳層 *galantuomini o civili* は, 流通過程の支配を通じて下層農民を高利貸的に収奪し, 土地を集積するとともに, 前金を調達するために濫伐を行ない, また, 未墾地の占拠と「外陣」の囲い込みを強引に進め, 共同利益権をめぐる一般農民層との対立を表面化させた。しかし, 彼らの関心は, 収益の農業への再投下でなく, 貴族の称号の購入に向けられた。したがって, ラティフンディウムの経営においては, 又小作 *sub-affitto* が普及していった³¹⁾。

31) Sartorius v. Waltershausen, *op. cit.*, S. 138-52. なお, 郷紳層の出自に関してアラブの時代以来のキリスト教徒の小土地保有者とする説がある (G. Salvioi, "Il villanaggio in Sicilia e la sua abolizione", *Rivista Italiana di Sociologia*, Ann. VI, 1902, p. 379) が, こうした層が植民請負人となり, その代償として官吏の職とさらなる免租地を得たと考えてよからう。

32) *Ibid.*, S. 126-38 u. 163-67; Romeo, *op. cit.*, pp. 21-32, e 114-31. これに関連して, 「第三世界論者」の一人 A. カルロの, 市場日当の生産, 所有と経営の分離, 賃労働の雇用という事実をもって農業資本主義が成立したとする説 (E. M. Capecehatro-A. Carlo, *Contro La Questione Meridionale*), Roma 1975^a, pp. 13-51.) は, イギリス穀物市場への全面的依存が大借地人層出現の背景であったことを指摘する点では的を射ているが, この島がなおブルボン朝の統治下であり, この層の貴族への上昇・転化が可能であったことを無視し, ならびにラティフンディウム経営の農法的基礎と, なおも中堅農民経営が存続していた事実とを等閑視している限り, 「南部停滞論」批判としても一面的であるといえることができる。

貨幣経済の進展に伴って諸侯の負債は増大したにもかかわらず、ひとつには長子相続制 *maggioraschi* と信託遺贈制 *fidecommesso* によって、ひとつにはこうした新参貴族によって、諸侯の権勢自体は揺るがなかった³³⁾。

2 いわゆる「封建制の廃止」

半島部より6年遅れて、イギリスの勸告の下で行なわれた、いわゆる「封建制の廃止」(フェルディナンド一世の憲法作成)は、次の4つの要点からなる。①領主裁判権の無償廃棄、それに対応する封土の解消、すなわち自由保有地 *allodi* 化。②諸侯の对人的諸権利と民法に基づかない諸貢租(「領主権の濫用」)の即時解消。③土地の拘束性、すなわち長子相続制と信託遺贈制、の廃棄。④共同利益権の撤廃。すなわち、共同所有ないし諸侯とコムーネ間、諸侯と個人間の協定ないし裁判所の判決に基づくものの有償廃棄と、個人ないしコムーネの側からの「不法侵害」に基づくものの無償廃棄。しかし、12年時点で実施されたのは①だけであった。諸侯は、裁判権に付随する経済的負担や国王に対する義務を免れたうえ、称号も裁判官としての職業も維持し、その封土を何ひとつ損うことなく私有地に転化しえた³⁴⁾。

「大陸制度」の崩壊後ブルボン王朝がナポリに復帰すると——穀物価格の暴落とイギリスの圧力からの解放とに規定されて——1816-18年の立法で長子相続制、信託遺贈制が撤廃され、24年には、抵当におかれた土地の債権者への強制的譲渡を命じた法律が制定された。こうして土地売買の自由、すなわち土地商品化体制が確立した。それは、当然、土地所有の再配分をもたらす。1812-60年に「大土地所有者」は2千から2万に10倍化し³⁵⁾、教会所領は島の総面積の $\frac{1}{10}$ を占めるに及んだ³⁶⁾。

33) 18世紀末、シチリアに存在した365のコムーネのうち288、総人口の約 $\frac{1}{2}$ が諸侯の支配下にあった。 *Ibid.*, S. 122.

34) *Ibid.*, S. 175-78.

35) D. Mack Smith, "The Peasants' Revolt of Sicily in 1860", in *Studi in onore di Gino Luzzatto*, vol. III, Milano 1950, p. 203. 基準は不明。

36) Romeo, *op. cit.*, pp. 176-82 e 192.

②④の課題は、1838年のフェルディナンド二世のシチリア旅行後に実施の運びとなった。

王はまず「領主権の濫用」の調査を命じ、41年にその早期解消を命じた。43年にその法律は施行されたが、「領主権の濫用」は元来土地所有者の農民に対する経済的支配に立脚しており、他方、いまや農村の真の主人となった郷紳層ゴランドウォーミンが流通過程を支配しているため、法律でそれを廃止することはできなかった³⁷⁾。

だが「封建制の廃止によって生じた諸問題のなかで最も重大な問題は所有権の混在 *promiscuità* の解消の問題であった³⁸⁾。これについては、38年に専門機関が設立されて、41年に詳細な規定が定められた。コムーネに配分される土地は、農民が穀物畑や菜園を設置しうるように、集落近郊の部分が対象とされた。旧領主はその所有地の一部をコムーネに譲渡せざるをえなかったが、所有地の大半は遠隔地にあったために分割を免れることもできた。また、当該地の1片を10年間以上耕作してきた場合には保有者に所有権が保障されたため、旧領主や郷紳層の囲込地はむしろ保護された。コムーネ内の土地配分は、土地なし農民と家族成員の多い者を優先させつつ、全家族が1-2ha ずつ入手しうるように、協議で決定された。しかし、土地を得た者は通常の借地料の20倍を年賦で支払わなければならない、20年間その地所の売却と抵当化は禁止され、これを犯した場合には年賦を償還し終えていても権利消滅処分処された³⁹⁾。ともかく、1860年までにかかなりの土地がコムーネに譲渡され、分割されたが、それは、旧領主や郷紳層の既得権を脅かすものでなく、むしろ、農民の牧畜からの遊離を促進しつつ、農民経営の再生産を攪乱し、高利貸の横行をひきおこしたのである⁴⁰⁾。

3 王領地や教会所領の譲渡

37) Franchetti, *op. cit.*, reprint 1974, pp. 67-73.

38) Romeo, *op. cit.*, p. 182.

39) E. Carnevale, "I demani e gli usi civici in Sicilia" in *Inchiesta parlamentare*, I, pp. 258-82.

40) Romeo, *op. cit.*, pp. 185-202.

これまで捨象してきた王領地および教会所領(「死手財産 bene dell manomorte」)の変遷の検討に移ろう。

王領諸都市の市民は直接国王の裁判権に服し、国王は領域内の教会に対し後見権を有していた。それゆえ、18世紀末の国王代理カラッチェーロ公と同カラマニーコ公の土地改革は、さしあたり、王領地とそこに属する教会所領の——共同体秩序の再建と国庫収入の増大との2兎を追う——永小作方式による分譲から着手され、その結果、海岸部を中心に土地分割——および果樹栽培への生産の特化——が徐々に進行していった⁴¹⁾。だが、教会所領は、前述のように、土地商品化体制の確立後むしろ増大傾向にあった。1820年に諸侯の教会後見権は国王の手に移管され、38年にフェルディナンド二世は教会所領の永小作的分譲を命じた布告を発したものの、司教層と親教皇派政府の反対で死文化され、52年の王領地に属する大所領のコミュニーネおよび教養院への譲渡を命じた布告では、教会所領は予め対象から除外されていた⁴²⁾。

教会所領の解体という方針は、ガリバルディの発表した分割草案に始まる。それは、硫黄鉱山と修道院の庭畑地を除くあらゆる教会所領の収用と、1-3 haの土地の志願者への譲渡をもくろんだものであった。その方針は、教会所領を解体する点では、反教皇派の統一政府によって踏襲され、立法化された。だが、その方式は次の3点でガリバルディの目指した改革とは質を異にする⁴³⁾。①競売。②各購入者の取分は原則として10 ha だが、100 ha 以下ならば経営能力に応じてそれを上回ってもよいこと。③年賦の即時償還。ソニーノはいう、「教会所領はほぼ例外なく富裕な土地所有者の手に渡った。土地がさほど細分

41) *Ibid.*, pp. 54-77 e 203-55; Sartorius v. Waltershausen, *op. cit.*, S. 168-74. 穀作から果樹栽培への移行に関しては、イギリス占領下での穀物価格の異常な高騰が「大陸制度」崩壊とともに崩れ、イギリス産業革命の進行とともに世界的に農産物価格が下落するという事態、すなわち「自由貿易帝国主義」下での国際分業の再編成、が顧慮されなければならない。Cfr. A. Petino, "Società ed economia in Sicilia nell'età del Risorgimento," *Giornale degli Economisti*, Ann. XI, 1952, pp. 167-90.

42) A. Di Rudini, "Terre incoite e latifondo", *Gior. d. Econ.*, Ann. X, 1895, p. 164.

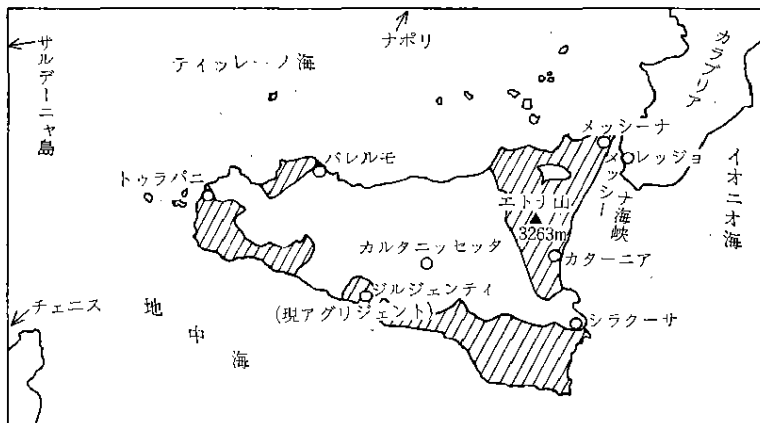
43) Sartorius v. Waltershausen, *op. cit.*, S. 195-99.

化していない地域ではとくにそうである。……ただ富裕な者だけが、秘密の支配組織 *Camorra* と結びついて競売を支配することができた。……国庫は、年賦が未払いだとしても直ちに土地を回収するのではなく、2年は待つべきであった。……そうした権力に対して、どうして農民ないし小土地所有が対抗できたであろう？ 彼には、高い値で層に等しい一片の土地が辛うじて手に入っただけであった！⁴⁴⁾と。

III 19世紀末における土地所有の分布

では、統一以後19世紀末までに土地所有分布はどう変わったか。1910年の調査報告を用いる場合にはファッソンの反乱以後の変化を考慮に入れながら、前述の史料に即して、ここで総括的に検討しよう。

第1図 シチリア島（鬚部は、果樹栽培など集約的農業が優勢な地域）



1. 私用地と公有地の関係

1885年の調査報告によれば、*コムーネ*所有地はどこでもごく僅かしかない⁴⁵⁾。しかも、その分割は統一以後*コムーネ*当局によって停止させられ、法律は無視

44) Sonnino, *op. cit.*, pp. 286-87.

45) *Inchiesta agraria*, fasc. IV, の各部の報告に基づく(pp. 13, 26, 32, 47, 67, 80, 91, 116 ecc.).

された、という⁴⁶⁾。1885-1907年の間の、それまで排他的所有権が確定していなかった土地(入会地)の推移を見ると(第1表)、次のことが判明する①カタローニアを除く諸県では、ファッシの反乱以前には土地分割が停滞していること。②カルタニッセッタ、ジルジエンティでは入会地はほぼ消滅していること。③

第1表 入会地の推移 (1889-1907年) 単位 ha

種 類 県	大衆への分割 のためコムー ネに繰入れら れた土地	分割地 Quotizzazioni	調停地 ²⁾ Conciliazioni	コムーネ の占有地	共同利益権 が維持され た土地	
カルタニッセッタ	A	977.9056	
	B	Id.	
	C	..	2,786.4458	98.5663	Id.	
カタローニア	A	..	113.8353	1,301.0207	643.3714	7,370.0092
	B	..	2,189.60	181.8551	461.5163	Id.
	C	5,243.7678	5,432.2105	3,816.7792	2,614.6823	22,349.0255
ジルジエンティ	A
	B
	C	..	162.9770	5.1092
メッシーナ	A	108.5895	1,385.40	12,811.4561
	B	..	506.0263	1,249.1398	136.2602	Id.
	C	321.9822	3,609.3521	1,796.2590	59.6981	12,867.6638
パレルモ	A	8,537.7650	10,822.6284
	B	14.1091	8,523.6559	Id.
	C	873.9104	783.6124	167.1921	8,356.4633	9,091.0941
シラクーサ	A	14.3724	1,390.1136
	B	..	120.2297	..	Id.	Id.
	C	8.3711	2,093.4374	194.1557	Id.	1,389.3440
トゥラパニ	A	565.7553
	B	Id.
	C	241.29	..	100.30	..	Id.
シチリア A+B+C	6,689.2315	17,797.7264	9,033.0757	11,045.2166	47,150.7384	

注 1) A: 1889年, B: 1890-94年, C: 1895-1907年

2) 内閣の認可によってはじめて効力をもつ、暫定的な分割地

[出典] *Inchiesta parlamentare*, I, pp. 269-273 から作成。

ファッシの反乱以前に残存していた入会地は約8万 ha,, '島の総面積の3%以

46) *Ibid.*, fasc. I, p. 103.

下であったこと。そのうちコムーネが自己の所有地として主張しうるのはせいぜい半分でしかないであろう。なお、この数字には、コムーネ所有がすでに確定している土地は含まれないが、そうした土地は森林用地か、あるいは、放牧地ないし播種用地として賃貸される土地であった⁴⁷⁾。

では、水利と道路はどうであろうか。元来諸侯に独占されていた水源、河川、湖沼は、1812年に私的所有として確認された。いまやその管理はマフィアの手任せられ、農業者は使用料を支払わなければならなかった。このことは灌漑の進展の社会的阻止要因をなした⁴⁸⁾。道路敷地、とりわけ「家畜の通り道 *trazzere*」は、先述した地役権解消の過程で、囲込にあった。ブルボン王朝はたびたびその再建を命じたが効なく、逆に公共道路さえ囲込まれた。統一後、道路行政はコムーネに移管されたが、篡奪者自身が掌握するコムーネでは原状復帰されるべくもなく、コムーネ財政は劇場建設などに充用され、道路建設は著しく停滞した。内陸部では、運搬は専らうばやらばの背に頼るしかなかった⁴⁹⁾。それはまた、内部市場発展の阻止要因のひとつとなる。

以上に、私的所有の圧倒、その限りでの「農地個人主義 *individualismo agrario*」の全き貫徹、が明瞭に看取される⁵⁰⁾。

2 私有地の規模別分布

まず、ソニーノの舟を裏づけておこう。1862年からの20年間に、旧教会所領は1万5551件、16万3707 ha が永小作地として1万2027人に譲渡され、この他に9785件、3万7574 ha の国有財産が売却された⁵¹⁾。そのうち9万 ha 余がどの階層に獲得されたかをみると(第2表)、 $\frac{1}{2}$ が大土地所有者の手に、 $\frac{2}{3}$ が中規模土地所有者の手に渡り、小土地所有者が獲得したのは僅か7%にすぎなか

47) *Ibid.*, fasc. IV, *passim*.

48) *Ibid.*, fasc. I, p. 166.

49) *Inchiesta parlamentare*, I, pp. 114, 387, 397, 883; II, p. 357.

50) フランスの場合もまた、共同地の解体は上層農民への土地所有の集中に帰着した。だが、その土地が賃貸借されるか否かにかかわりなく、フランスの場合には、それが農法上の改良——分割地所有の経営的基礎の確立——と一対をなしていた点が注意されるべきである。マルク・ブロック。河野・飯沼訳『フランス農村史の基本的性格』、1959年、296-311ページ参照。

51) *Inchiesta agraria*, fasc. I, pp. 79-89.

った。

第2表 1862—83年に譲渡（永小作化）された国有財産の獲得者

単位 ha

県	群			総計
	大土地所有者 ¹⁾	中土地所有者 ²⁾	小土地所有者 ³⁾	
カルタニッセッタ	16,053.0266	3,580.8345	265.64	19,899.5011
カタニア	10,083.0058	7,804.0924	1,359.8045	19,246.9627
ジルジェンティ	1,896.7654	1,767.9272	251.9121	3,916.5947
メッシーナ	924.3185	2,219.5272	472.5741	3,616.4198
パレルモ	6,977.0837	2,237.3498	2,372.6690	11,587.1025
シラクサ	2,440.4499	2,992.4113	1,240.9378	6,673.7990
トウラパニ	9,713.6825	16,942.7874	859.2244	27,521.6943
シチリア	48,088.3224	37,550.9298	6,822.7619	92,462.0141

注 1) 200 ha 以上, 2) 20-200 ha, 3) 20 ha 以下。

〔出典〕 *Inchiesta agraria*, fasc. I. p. 91.

こうして国有財産の売却に際してむしろ集積の度を強めたといえる（私人の）大土地所有は、私有地全体のどれほどの割合を占めていたのであろうか。1910年の調査報告はこれに関して2種類の統計資料を示している。ひとつは、課税収益が6,000リラ以上の土地の比率を示すもので（第3表）、それによれば、そうした土地所有は島の総登記面積の%以上を占めている。もうひとつは、

第3表 大土地所有の比率 (1)

県	登記面積	課税収益 6,000リラを上回る土地の		ラティフンディウムの比率との差
		面積 ha	割合 %	
カルタニッセッタ	322,864.92	183,300.72	56.77	+ 15.1
カタニア	487,414.61	187,837.88	38.54	+ 7.8
ジルジェンティ	290,016.31	124,144.45	42.80	+ 11.6
メッシーナ	267,137.69	103,891.07	38.89	+ 20.0
パレルモ	487,763.87	199,352.35	40.07	+ 5.1
シラクサ	333,986.77	143,838.88	43.07	+ 20.2
トウラパニ	224,199.55	63,997.93	28.55	+ 8.4
シチリア	2,413,428.72	1,006,375.28	41.69	+ 12.0

〔出典〕 *Inchiesta parlamentare*, I. p. 238 から作成。

200 ha 以上のラティフンディウムの比率を示すもので(第4, 5表), それによ

第4表 200 ha 以上のラティフンディウムの分布 一大土地所有の比率 (2)一

群	所有者 人	各群の総面積 ha	割合 %
I 200—1,000 ha	614	335,031.35	13.9
II 1,000—2,000 ha	103	140,498.87	5.8
III 2,000—4,000 ha	51	132,444.35	5.5
IV 4,000 ha 以上	19	109,754.59	4.5
シチリア	787	717,729.16	29.7

[出典] *Inchiesta parlamentare*, I, p. 362. から作成。

第5表 200 ha 以上のラティフンディウムの県別分布

県	ラティフンディウム 200 ha 以上) の		
	単位	総面積 ha	割合 %
カルタニッセッタ	267	134,807.15	41.7
カタニア	258	149,749.62	30.7
ジルジェンティ	155	90,436.04	31.2
メッシーナ	71	50,394.24	18.9
パレルモ	376	170,732.61	35.0
シラクサ	161	76,316.40	22.9
トゥラパニ	112	45,293.10	20.2
シチリア	1,400	717,729.16	29.7

[出典] *Inchiesta parlamentare*, I, p. 352 から作成。

るが、郡別、コムーネ別の分布をみると、カルタニッセッタを除く諸県では郡ごと、コムーネごとに著しい不均衡がみられる⁵³⁾。ソニーノによれば、シチリア農業は、耕作様式の差異を基準として、次の2地帯に区分される。「放牧、休閒と交互に行なわれる穀物栽培と、農民都市 *paesi* のすぐ近くでしか行なわれない果実採取用や加工用の樹木・灌木栽培と」を特徴とする内陸地帯ないしラティフンディウム地帯、および「樹木栽培が普及し、穀物栽培は二義的で、

れば、僅か787家族が平均2単位ずつ総登記面積の1/5を所有し、さらに、僅か173家族が総登記面積の1/6を所有していたことになる。

両統計の数値の差異は、実は、土地利用のあり方の差異に規定されている。ここでいうラティフンディウムは、規模200ha以上の、粗放的な穀物—牧草輪作栽培が第一義的で、経営管理が分割されていない土地に限定され、灌漑化された土地は除外されている⁵²⁾。ラティウムの県別分布をみても、地域的不均等は歴然としている。ここでは割愛す

52) *Inchiesta parlamentare*, I, p. 113.

53) *Ibid.*, I pp. 344-60.

裸の休閑地 *maggese di sole* や自然牧草地は耕地に変えられている」ことを特徴とする集約的農業地帯ないし海岸地帯、がそれであり、面積としては前者が $\frac{3}{4}$ 、後者が $\frac{1}{4}$ を占める(第1図参照)⁵⁴⁾。

規模別分布をさらに立ち入って検討するためには、次に、こうした地帯区分を踏まえて、しかも土地所有者の身分構成との関連で、考察しなければならない。

3 土地所有者の身分構成との関連

A 内陸地帯(ラティフンディウム地帯)

ソンニーノは次のようにいう。ここで土地の大半を占める「ラティフンディウム、いわゆる *ex-feudi* は〔その名のとおり〕一般に旧領主所領に照応しており、また、大部分はいまだに貴族の家系が所有している。それ以外のラティフンディウムは、相続の際の分配、負債のための売却、1824年2月10日の法律による債権者への譲渡などの理由で割譲されたもので、いまは富裕なブルジョアジー *borghesia* の所有地となっている」⁵⁵⁾。貴族の土地所有が、土地商品化体制の確立以降、常に没落の危険に曝されてきたことは確かである。そのことは、ラティフンディウムの規模の縮小にも示されている。例えば、1884年当時、シヤッカ郡では 65 ha が「旧領主所領 *ex-feudi*」の下限であり、ピアッツァ・アルメリア郡では 100 ha がその下限であった⁵⁶⁾。しかし、貴族の土地所有の地位低下は、例えば、零落した貴族の所領の、別の成功した貴族による買占め、貴族間の耕地整理ないし所領拡大を図ることと結びついた婚姻、相続人と「ブルジョアジー」の婚姻による家産の買戻しによって、小規模なものにとどめられた⁵⁷⁾。1910年の調査報告は、それを確認し、さらに、そうした貴族の土地所有者の大半は17世紀以降に興隆した貴族の後継者である、としている⁵⁸⁾。

54) Sonnino, *op. cit.*, pp. 12-13.

55) *Ibid.*, pp. 26-27.

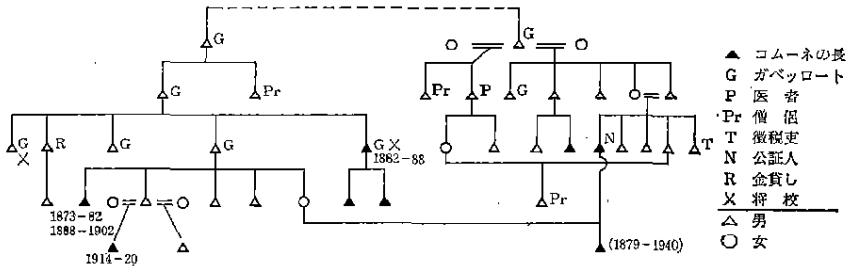
56) *Inchiesta agraria*, fasc. III, p. 570.

57) Sonnino, *op. cit.*, p. 28.

58) *Inchiesta parlamentare*, I, p. 232.

では「ブルジョアジー」とは誰か。彼らは、かの郷紳層 *galantuomini* である。彼らは、一般に農民集落近郊の中規模所領 *tenute* を所有する中規模土地所有者である⁵⁹⁾。ガベッロート(ラティウンディウムの借地人)もこの層から供給される。彼らが *cappelli, cavalieri, civili* と呼ばれるのは、彼らと一般農民との身分的差別を如実に記している。農民は縁なしの帽子 *berretto (cap)* を被るが、彼らは縁つきの帽子 *cappello (hat)* を被る。農民はせいぜいろばからばしか保有しないが、彼らは馬 *cavalo* に乗る。シチリアの文盲率は1871年で87.22%、81年で83.97%であることに示されるように⁶⁰⁾、一般に農民は無学であるが、彼らは中等教育以上の教育を受け、弁護士、公証人などを輩出する。しかも何よりも彼らは^{ブルジョワ}コムーネ行政を独占する「村の顔役」である⁶¹⁾。以上のことを、パレルモ県のあるコムーネの事例で確認しておこう(第2図)。

第2図 ヤコニ家 Jaconi の系譜



[出典] A. Block, *The Mafia of a Sicilian Village (1860-1960)*, pp. 253-256 から作成。

しかし、彼らは概して所領の収益や地代に寄生する存在であって、薬局やアパートを経営する者はあっても、農村工業の経営者ではない。内陸部では、手工業者が海岸部へ移住したため、つとに共同体内分業は衰退していたのであ

59) ラティウンディウム(農場単位としては「マッセリア *masseria*」と呼ぶ)は通例農民集落から4-15km離れたところにあることに注意。集落周辺4km以内に集中するこうした中規模所領では穀物耕作と葡萄やオリーブなどの栽培とが別個に行なわれ、耕作地の借地料(農民の借地規模は3-10ha)は相対的に高かった。Sonnino, *op. cit.*, pp. 61-66, 71-73.

60) *Inchiesta agraria*, fasc. I, pp. 128-29.

61) Franchetti, *op. cit.*, pp. 187-207; *Inchiesta parlamentare*, I, pp. 113, 232, 235.

る⁶²⁾。

そのことは、一般農民の「土地不足」と関連していよう。1910年の調査報告によれば、農民の所有地は通例 1-3 ha である⁶³⁾。前記のコムーネの1901年時点の所有規模別分布(第6表)に即してみれば、10 ha 以下の土地は、全所有者数の約9割によって所有されるが、その総計は総面積の1割を占めるにすぎない(1人当たり約1.4 ha)。これに対し、中規模土地所有は全所有者数の $\frac{1}{10}$ 、総面積の $\frac{1}{4}$ を占め(1人当たり約26 ha)、僅か26人が所有する大土地所有(1人当たり約354 ha)は総面積の $\frac{1}{10}$ を占めているのである⁶⁴⁾。

第6表 ジェヌアルドの土地所有分布
(1901年)

所有規模	土地所有者		総面積	
	人	%	ha	%
小: 10 ha 以下	1,052	88	1,446	10
中: 10-100 ha	120	10	3,141	23
大: 100 ha 以上	26	2	9,200	67
総計	1,198	100	13,787	100

[出典] A. Block, *op. cit.*, p. 245.

B 海岸地帯(集約的農業地帯)

「この地帯の主要な土地所有者はブルジョアジーである」と、1910年の調査報告はいう。だが、この場合の「ブルジョアジー」は直ちに内陸部の郷紳層と同一視することはできない。彼らには、銀行家、農産物加工業の経営者、輸出入業務に携わる商人ならびに海運業者等の資本家が含まれる。したがって、この場合には、旧領主の資本家への推転も考慮に入れなければならない⁶⁵⁾。ただ、海岸部(とくに東部)は従来から永小作が進展しており、かつ集約的農業への転換と共同地分割、均分分割相続との相互規定によって、土地分割が進んでいたことを想起するならば⁶⁶⁾、貴族の土地所有の衰退を一応首肯することができる。

この地帯のコムーネ行政を独占しているものは、やはり「チヴィーリ civili」

62) *Inchiesta parlamentare*, II, pp. 467-73.

63) *Ibid.*, I, pp. 113 e 232.

64) 集落近郊は *fondo censito* と呼ばれる (*Ibid.*, p. 111)。そのうち $\frac{1}{10}$ の土地は郷紳層の所有と推定される (Sartorius v. Waltershausen, *op. cit.*, S. 114)。

65) *Ibid.*, I, p. 231; Sartorius v. Waltershausen, *op. cit.*, S. 75-78.

66) *Inchiesta agraria*, fasc. IV. *passim*.

と呼ばれる、概して収益、地代に寄生する中規模土地所有者である。内陸部のチヴィーリとの違いは、その所有規模にある。論点を先取りしてチヴィーリの一員として生活しうる収益水準を4千リラ前後とすれば、柑橘類の畑なら葡萄園なら5ha、オリーブ園なら10haで事足りる⁶⁷⁾。したがって、所有規模だけでみるならば、やはり1ha前後の土地を所有する下層の農民層との格差は、判然としない。第2表にみられるカルタニッセッタとシラクーサ、トッラパニとの対照的なあり方も、このことを念頭に置けば、容易に了解できよう。

しかし、ここでは近郊の大都市、大港湾との連関で再生産が営まれるため、土地のいっそうの細分化を免れないことも確かである。

4 諸土地所有の相互関係

再び全島の問題に戻ろう。1901年の人口調査によれば、土地だけの所有者、土地、建物の両方を所有する者が、それぞれ9万9422人、23万3422人いた。一方、1906年の調査では、農地は79万6159筆、課税収益が6,000リラを上回る土地はそのうち2,544筆、その総額は全体の $\frac{1}{4}$ 弱、であった。これを1858年の状況——約25万人の土地所有者、7万3650筆の農地、課税収益が4,250リラを上回る土地はそのうち1,344、その総額は全体の $\frac{1}{4}$ 強——と較べてみると、所有者数と私有地数の双方の増大にもかかわらず、大土地所有の権勢は不動であることがわかる⁶⁷⁾。しかも、多くのラティフンディウム所有者がラティフンディウムとしては区分されていない大中小の土地の所有者でもあったと考えれば、たかだか1千家族ないし5千人が農地の半分以上を独占していた勘定になる。その対極をなす農民の小土地所有の状況はどうか。1903年と07年の調査によれば、総額千リラ以下の抵当負債は登録者の $\frac{1}{2}$ で、裁判所の命令で執行された不動産の売却件数は住民10万人当り10・64人、そのうち百リラ以下の競売価格のもの41・83%、租税滞納のため裁判所の命令で差押えられた不動産の件数は住民10

67) 1858年の数値は *Giornale di Statistica*, 2^aserie, Ann. V, 1864, cit. da Romeo, *op. cit.*, pp. 190 e 199. 1901年のそれは, *Inchiesta parlamentare*, I. pp. 236-37. しかし、両調査はコムーネ別の集計であるため、大土地所有とその収益は過小評価され、逆に小土地所有は過大評価されている。

万人当り108・7人、というように、サルデーニャ島に次ぐ窮状を示していた⁶⁸⁾。このように、土地抵当権や借入金の利子や租税(おそらくはさらに裁判費用)などの絶えず増大する負担に苦しめられて、すでに1880年代から小土地所有者の数は減少していたのである⁶⁹⁾。

問題は、大土地所有の歴史的な性格であり、また、貴族の土地所有を典型とするこれと「ブルジョアジーの土地所有」を典型とする中規模土地所有との範疇的關係である。この問題は、それぞれの生産的基礎にまで立ち入って検討しなければ決定しえず、その点は続稿の課題となる。ここでは、自作農存立の基盤の脆弱性と、これと関連する大・中規模の土地所有者の「寄生地主 ^{ラッパティエ}rentier」的傾向とを、二つながらに明示する資料を掲げるとどめたい(第7表)。全国

第7表 自作農ないし自己経営者の比率(1901年)

区 分 ¹⁾	地 域	半 島 南 部 の		全 国	
		シチリア	バジリカータ		カラブリア
自己所有地を耕作 ないし経営する者		114,091人 (33.3%)	48,813 (62.7)	71,114 (57.1)	2,583,490 (78.6)
その他の土地所有 者 ²⁾		218,753人 (65.7%)	29,068 (37.3)	53,437 (42.9)	703,201 (21.4)

1) 国有地および団体所有地の地主は除外。未墾地の地主も除外。建物 fabbricati のみの所有者(シチリアの場合187,213人)も除外。

2) 原表では「不在地主」とされている。

[出典] R. F. Foester, *The Italian Emigration of Our Times*, London 1919, p. 71. から作成。

平均と較べた場合は勿論のこと、同じ「南部的構造」(グラムシ)に属する2地域と対比しても、際立った対照をみせている⁷⁰⁾。

68) G. Bruccoleri, "Un po' di luce sulla distribuzione della proprietà in Sicilia," *Gior. d. Econ.*, Ann. XXVIII, 1913, pp. 110-11. ところで総額1万リラ以上の抵当は登録者の5・3%にすぎなかった。しかも全島の負債総額は住民1人当りにすると全国13位である。

69) *Inchiesta agraria*, fasc. I, pp. 63 e 177. 折りしも農業恐慌(80年12月-98年)の渦中にある、農民は土地を得たとたんにそれを手放さなければならなかったわけである。

70) 他にはプーリアとサルデーニャがシチリアと同様の傾向を示す。Bruccoleri, *op. cit.*, pp. 105-06.

VI 小 括

本稿は、冒頭で触れたように、まだ研究全体の準備作業にとどまる。以上の主要な論点を取りまとめて、一応の結びとしたい。

16-17世紀の内地植民政策すなわち農業共同体の再建⁷¹⁾によって基盤を強化した貴族の土地所有は、共同体の頂点に位置する郷紳層^{グランドシヨール}に所有・経営の両面で支えられて、19世紀初頭から60年代にかけて漸進的に遂行された土地改革にもかかわらず、否、それゆえにこそ、商品経済に適合的な私的大土地所有に形態転化し、かつ、自己の優位性を確保した。土地商品化体制の確立と旧教会所領の譲渡および共同地の解消によって増大した郷紳層の土地所有ないし「ブルジョアジーの土地所有 *proprietà borghesia*」は、抬頭過程に即してみた限りでは、前者と抱合関係にある⁷²⁾。つまり、封建的土地所有の解消過程は、貴族層と郷紳層との一つの利害紐帯に基づく農民の土地所有ならびに共同地の抑圧を基調とするものであった。農民には僅かな土地が再分配されたが、共同利益^{コモン・ベネフィット}の剝奪はむしろいっそう多くの農民を賃労働者の地位に、または半隷農的な小作を生計手段とせざるをえない地位に固定させた。それとともに、農業共同体たるコムネは、租税收取機構たるコムネ（市町村）に転化した、といえよう。

19世紀末の農業生産は、こうした土地所有構造と相互規定をなして、ただし海岸部と内陸部とで生産の型を異にしながら、展開される。その立ち入った分析は続稿の課題である。

71) 再建された共同体は、ビザンチン封建制下で小土地保有者として確認された古代のコロヌスの末裔とアラブ人植民とから成るカサーレ型共同体との一定の断続を含む、最初から西欧型封建制を支えるべく上から創設されたもので、続稿で詳論するように単婚小家族を標準の家族構成とし、種族的・氏族的血縁組織と係わりを持たない村落共同体である。しかし、古代に起源をもつ共同利益権が形式上全成員に認められたことによって、自由な交通からの遮閉、密居集住、共同体内分業の発展の低位と相俟って、あたかも古典古代共同体が再現したような相貌を呈することになった。

72) フランス絶対王制下の「市民的土地所有」との対比は続稿の課題となる。中木康夫『フランス絶対王制の構造』1963年、25-29ページ参照。

ただ最後に、次の2点を付記しておきたい。① 17-18世紀の郷紳層の抬頭、^{ガベツロツタイ}大借地人層の出現と、19世紀の果樹栽培の進展とは、ともに輸出向作物栽培への生産の特化ないしモノカルチュア型農業構造を背景としていたこと⁷³⁾。② 郷紳層が統一以後も在地支配層として君臨しえたのは、国庫および選挙のため国家(統一の権力)が彼らの恣意を放任したからでもあること⁷⁴⁾。

73) 穀物であれ果実、葡萄酒、オリーブ油であれ農産物の一面的輸出、そして絶えざる出超、それが統一以前のシチリアの貿易構造の特質であり、これを規定した条件は外国(とくにイギリスの)資本の土地所有および農産物加工工業への参加であった(Romeo, *op. cit.*, pp. 203-55)。その結果、シチリアの土着資本として海運業のみが肥大化した。統一以後とくに主穀農業は国内市場との関係が重要となり、海運業もまた造船業などの軍需と密接な関係をもつ工業部門と利害紐帯を形成するに至るが、ともあれ、農業部門における「余剰」と(仲買商人の雇傭の問題を含む)他の産業部門における「利潤」との関係の究明は統稿で果たされる予定である。

74) 統一当時クリスピは、郷紳層を「旧体制の担い手、高利貸、大ブルジョアジー」として捉え、ベッレッチェ(一般農民層)の彼らに対する「不可避免的な戦争は今後も絶えず再現されるであろう」と述べていた(D. Mack Smith, "The peasants' revolt..." p. 207)。だが、郷紳層主導の暴力組織マフィアの弊害を除去する試みは一度もなされず、統一国家の財政的基礎を固めるべく行なった旧教会所領の売却に際してもマフィアが暗躍し、国家経費の地方公共団体への転化を主眼とした地方分権化は郷紳層の既得権益の法認でもあった。そして、1882年の選挙法改正は政府と郷紳層の結びつきをいっそう強めた。マフィア追及を行なったのが政権についたファシズムであったことは、多分に示唆的である。Cfr. Hobsbawm, *op. cit.*, pp. 30-56。